

会派の主張

本会議の
質問など

三面から六面の内容は
各会派が責任をもって
掲載しています。

公 明 党

個人質問 安田 秀夫

個人質問 菱田英継

市民満足度の向上に全力を挙げよ！ 子育て世代包括支援センターの整備、SDGsの「誰も置き去りにしない」理念を施策に反映させよ

―子育て施策について―
問 児童福祉法の改正により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターの設置や、児童等に対する必要な支援を行うための拠点として子ども家庭総合支援拠点の整備、そして中核市の児童相談所の設置等、それぞれ整備の必要性が明記された。わが党はこれまでに子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童相談所の整備をたびたび訴えてきた。子育て世代包括支援センターについては設置し、市民に分かりやすく表示するのとこのことであったが、厚生労働省の各自自治体子育て世代包括支援センターの実施状況では、昨年四月時点で本市は三ヶ所の実施となっており、あくまで機能を有しているに留まり、表示もいま

だされていない。子育て世代包括支援センター整備にかかわる所管部署は健康部と子どもすこやか部などであるが、どこの部署が主管となつて進めているのか、関係部局の見解を問う。
健康部長 子育て世代包括支援センターの整備については、法の趣旨などから健康部が中心となると認識している。本市においては、これまでからも母子保健分野と子育て支援分野、それぞれが役割を分担し連携する形態で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を包括的に行っている。今後も健康部と子どもすこやか部で連携する。―共生社会実現への取り組みについて―
問 先月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑

化の促進に関する法律」いわゆる改正バリアフリー法が国会において成立した。この法律では、今日まで建築物や交通機関において施設ごとにバリアフリー化を、点から線、線から面に繋いでいく移動の連続性が重要とされている。それとともに、高齢者や障害者が参画し、バリアフリーの取り組みを評価する協議会を市町村に設置することや、バリアフリー化に向けて重点地域を設定し、一体的な実施を示す「マスタープラン」の策定が求められ、そのための作成費を国が補助するとある。本市として、策定中の次期総合計画の考え方にこれらを位置付ける必要があると考えるが、関係部局の見解を伺う。
経営企画部長 地域における重点的、一体的なバリアフリー化を確実に推進していくためには、市の最上位計画である総合計画に子ども、高齢者、障害者等がお互いに支え合つて暮らす地域共生社会の理念を反映させ、全庁的に共生社会の理念を共有することは必要であると考える。



バリアフリー化された川俣公園

―SDGsの施策への反映について―
問 SDGsは、二〇〇一年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として二〇一五年九月の国連サミットで採択された、二〇三〇年までの国際目標である。国際社会が目指す共通目標として、「誰も置き

去りにしない」とのビジョンのもと、貧困、保健衛生、教育といったSDGsの前身であるMDGsを引き継ぐ目標に加え、地球温暖化、持続可能なまちづくり、エネルギーなど十七の目標と百六十九の達成基準から成るものであり、MDGsが開発途上国だけの目標であったのに対し、SDGsは先進国も含めた普遍的なものとなっている。国連でSDGsが採択されてから三年を迎え、七月には、各国の進捗状況を確認する国連での会議が予定されている。わが国もSDGs推進に本腰を入れており、今後、地方自治体や民間企業などの取り組みが強く求められている。本市では、現在様々な計画を策定し、それにつとめた施策に取り組んでいる。その大もとに、このSDGsを据えれば、本市の枠を超えた貧困の撲滅や質の高い教育、平和への意識などが広がるのが期待できる。特に本市は、非核平和都市を宣言していることから、市民により一層誇りが芽生えるのではないかと考えて伺うが、SDGsの推進に向けて、市の施策とSDGsの関係をどう捉え、反映させるのか。

副市長 市の施策とSDGsの関係については、市のあらゆる施策と歩調を合わせることで、「誰一人取り残さない」社会を体現することが可能になると捉え、現在策定中の新総合計画とSDGsをリンクさせる。
―窓口ワンストップ化の早期実施について―
問 市民生活と税に関するさまざまな手続きを、本庁舎二階、三階の窓口部門と七ヶ所の行政サービスセンターで対応している。本市では、マイナンバーのメリットを生かした窓口サービスを再構築するため、平成二十八年三月に東大阪版ワンストップサービス構想書を策定したが、未だ実現されていない。書かない窓口の取り組みをしている船橋市では、申請用紙の記載部分を窓口で職員が市民から口頭で聞き取り、市民と一緒にモニターで確認しながら申請書を作成している。その際に他の関連する手続きに必要な申請書も作成可能であるため、市民にとって申請用紙に記入する手間が省け、あらかじめ必要な関連手続きの申請書が受け取れるため、役所の滞在時間が減り、満足度が向上し

(次頁へつづく)